

令和3年度企業主導型保育事業指導・監査実施方針及び重点事項

1. 実施方針

公益財団法人児童育成協会では、企業主導型保育事業費補助金実施要綱に基づき策定した企業主導型保育事業指導・監査等基準及び指導・監査評価基準に従い、企業主導型保育施設に対して、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか、また、利用児童の安全及び適正かつ円滑な施設運営が確保されているか否かを確認するため、次の事項を重点事項として指導・監査を実施する。

また、前回監査での指摘事項の改善状況等を確認し、継続的な指導を行うものとする。

2. 重点事項

(1) 適正な保育内容の確保

- ・保育所保育指針などに基づいた指導計画が策定され、これに基づいた保育の提供が行われているか。
- ・児童が健やかに育成されるよう施設の整備や環境を整え、適正な衛生的環境を保持しているか。
- ・適切な保育が提供されるよう職員の質の向上を図るための研修を実施するなどの取組みがなされているか。

(2) 利用児童の安全の確保

- ・睡眠中の事故防止について、年齢に即した適切な時間間隔で一人ひとりの児童の呼吸確認等を確実にを行っているか。
- ・児童の生命を守り、安全を確保するために、事件や事故の発生に備えたマニュアル等が整備され、職員への周知を図っているか。また、発生に備えた対応訓練は行っているか。
- ・児童の成育歴、発達状態、食物アレルギー等を確実に把握するとともに、医師の指導に基づいた適切な指導が行われているか。また、感染症等が発生又はまん延しないよう予防対策を講じているか。

(3) 適正な事業運営の確保

- ・開所時間帯における保育士等の配置は適正であるか。
- ・運営規程の作成、重要事項の説明、利用契約の締結などを確実にしているか。また、これらに定めた保育方針等に沿った事業運営がなされているか。
- ・職員に係る就業規則、給与規程等が定められ、適正な労務管理がなされているか。また、職員に係る関係書類が確実に整備されているか。

(4) 適正な補助金執行の確保

- ・利用児童の認定に係る書類が適正に徴取・保存されているか。
- ・経理規程を定め、これに基づく適正な会計処理が行われているか。また、経理関係書類は適正に作成されているか。
- ・各種加算申請について適正に申請され、また、これを適正に執行しているか。